教育情報セキュリティポリシーガイドライン

主な論点素案

※本論点は本チームにおける検討も踏まえ、逐次見直しを行っていく予定。

平成28年9月26日 文部科学省

議論の前提①: 教育版の情報セキュリティポリシーガイドラインを作成する必要性

【「2020年代に向けた教育の情報化に関する懇談会」最終まとめ(平成28年7月28日)】

(教育情報セキュリティの徹底)

- 校務の情報化は、校務分掌に関する業務や服務管理上の事務等の管理を標準化し、業務の効率化を図る点で有効である。また、校務の情報化が進むことにより、教職員が学校運営や学級経営に必要な情報、児童生徒の状況等を一元管理、共有することが可能となり、打ち合わせ時間の縮減はもとより、学校運営や学級運営の改善を含め、教育の質を高めることにつながる。また、保護者への多角的な情報提供も可能となる。(略)
- 一方で、校務情報には、児童生徒の成績情報や生徒指導関連情報等の多くの個人情報が含まれており、実際、個人情報への不正アクセス被害も生じていることを踏まえると、<u>今後、統合型校務支援システムを普及させるにあたっては、万全な情報セキュリティ対策を講じておくことが大前提となる。</u>
- <u>情報セキュリティ対策を講じるにあたっては、まず、各教育委員会・学校において、情報セキュリティポリシーを定める必要があり、現在、インター</u>ネットを接続している学校のうち、95%の割合で、情報セキュリティポリシーが策定されている。
 - しかし、その三分の二は、当該情報セキュリティポリシーを策定後一度も改訂されておらず、ICTの技術的進化に伴う標的型攻撃等の新たな脅威や個人情報保護法等の制度改正等に十分対応できているとは言い難い状況である。
- この点、地方公共団体のセキュリティについては、総務省において「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が策定されており、技術の進歩に合わせ、逐次、更新がなされている。
- <u>学校は、校長及び副校長、教頭等の管理職を含め、教員を中心とした専門職により構成されているほか、学校において使用する機器等についても、教育を行うという場の特性上、電子黒板や児童生徒用のパソコンなど、税や住民基本台帳、国民健康保険等のいわゆる基幹系システムでは想</u>定されていないものが置かれている。
 - また、<u>職員室も含め児童生徒が出入りする環境にあり、扱う情報についても、個人情報でもある成績情報や生徒指導関連情報等のほか、学習用コンテンツもあり、これら点も、基幹系システムとは大きく異なる</u>。
- 上記のような学校の特性を踏まえると、今後、文部科学省として、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照しつつ、教育版の情報セキュリティポリシーに関するガイドラインを速やかに策定し、各教育委員会等において、情報セキュリティポリシーの改訂を含めた対策の強化を促すなど、教育の情報化を進めるための環境を整えていくことが必要である。(後略)

情報セキュリティの観点から見た学校の課題

- 1. 組織体制の特徴(専門職を中心とした構成)
 - ※公立学校の場合学校そのものに法人格なし

2. 児童生徒の存在

- ①授業における | C T 活用(児童生徒が正規権限でシステムにアクセス可能)
- ②校舎の構造上の課題(管理区域の設定の困難性など)

3. 可用性の課題

- ①授業における「教育用端末」、「インターネット接続」、「無線LAN」などの利用や遠隔教育の実施
- ②授業系システム等におけるクラウドの活用
- ③授業における学習履歴データ等と校務(バックオフィス)との連携

検討にあたって配慮すべき学校特有の事項

区分	配慮すべき事項
情報セキュリティポリシー	未策定校が存在(平成26年3月時点で約5%)新たな脅威等に合わせた適切な見直しが行われていない。個人情報保護条例等は自治体により規定内容がまちまち。
情報資産	• 学校の情報資産の把握、原稿化、脅威の評価を確実に実施することが困難。
人的セキュリティ	 自治体ではセキュリティの専門知識を有するスタッフがごく少数に限られる。 管理簿、周知・注意喚起等、人に依存したセキュリティ対策を選択する傾向が強い。 小規模校では校務分掌の重複による多忙感の拡大が起こりうる。 教職員は原則都道府県に所属するため、処分等の手続きが煩瑣になりうる。
物理的セキュリティ	 学校には学習系と校務系、首長部局系の3つのネットワークが存在し、利用者、可用性要求が異なる。学習系ではインターネット接続が必須。 学校外を含む教室外の学習活動でもタブレット機器等の利用ニーズがある。 個人情報・機微情報を含む校務系のシステムでも、利用する空間に境界を設けることができない(職員室にも児童・生徒が入室する必要性がある)
新たな情報機器・メディアの使用	• 無線 L A N、タブレット機器等、新たな情報機器が使用されている。
技術的セキュリティ	ワークライフバランス等にも配慮した技術的セキュリティ対策が必要。新たなセキュリティ対策に割ける予算は限られている。
新しい脅威への対応	• 標的型攻撃等、新しい脅威(前頁)が次々に生じている。
新しいサービス利用への対応	クラウドサービス等、セキュアな外部サービスの利用ニーズがある。
運用力の強化	• 研修や対策訓練等の時間を確保するためには多忙感低減の対策と合わせた検討が必要。

議論の前提② : 学校の情報資産のうち、セキュリティ対策の対象とする情報資産について ~ 学校の情報資産のうち、何を守るのか ~

【学校における情報資産の例】

分類	項目例
学籍情報	指導要録、出席簿、卒業証書授与台帳、転退学受付簿、転入学受付簿、就学児童·生 徒異動報告書、休学·退学願等受付簿等
指導関連	事故報告書·記録簿、生徒指導·特別指導等記録簿、児童·生徒等の個人写真、児童生徒個人調査票、教育相談·面接の記録、個別の教育支援計画、個別の指導計画、児童生徒指導計画、児童生徒指導のしおり等
成績情報	指導要録、評定一覧表、進級·卒業判定会議資料、定期考査素点表、通知表、定期考 査答案用紙、児童·生徒作品·作文·レポート等
進路関連	卒業生進路先一覧、進路希望調査票、進路指導記録簿、入学者選抜に関する表簿、調 査書、推薦書、受験報告書、進路のしおり等
教務関係・保健関係	高校入試関連資料、健康診断に関する資料、保健日誌、教務手帳、指導計画、児童・ 生徒等健康調査票、健康保険証の写、考査問題等
学校運営関連	学級費会計簿、児童・生徒等名簿、住所録、緊急連絡先・学級の緊急連絡網、職員会 議資料、学校要覧、学校紹介パンフレット、PTA 資料、ホームページ情報、学校行事 のしおり、卒業アルバム・集合写真等、職員会議資料等
事務関連	住民票・戸籍謄本・抄本等、監査調書、卒業生台帳、授業料関連書類、給与関係書類、 手当関係書類、各種証明書関係書類、収入調定書、各種点検報告書、服務管理関連書 類、授業用教材、教材研究資料、学級(学年)通信、宿題プリント、動画等

(参考)「学校における情報セキュリティについて」(平成25年7月文部科学省)(学びのイノベーション実証研究報告書別冊資料)17-18頁

議論の前提③ : 検討スケジュールについて

1. 組織体制の特徴(専門職を中心とした構成) ※公立学校の場合学校そのものに法人格なし

2. 児童生徒の存在

- ①授業における I C T 活用(児童生徒が正規権限でシステムにアクセス可能)
- ②校舎の構造上の課題(管理区域の設定の困難 性など)

3. 可用性の課題

- ①授業における「教育用端末」、「インター ネット接続」、「無線LAN」などの利用や 遠隔教育の実施
- ②授業系システム等におけるクラウドの活用
- ③授業における学習履歴データ等と校務(バックオフィス)との連携



学校特有の事項を考慮 したセキュリティ対策 について、本対策チー ムで検討(年度内)



次世代学校支援モデル 構築事業(29年度概算 要求)を通じて整理 (予定)

⇒ガイドラインに反映

【論点1】ベースとするガイドラインについて

○ 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(総務省)を検討の ベースとしつつ、いかに学校の実情に対応した枠組みとするか。(児童生徒が利用する学習系 システムの考え方など)

教育の情報化加速化プラン ~ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生~(平成28年7月29日文部科学大臣決定)

○「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参照しつつ、学校における特性を踏まえた形で、教育版の情報 セキュリティポリシーのガイドラインを策定する。 【平成28年度内を目途に検討・結論】

【設置者別学校数】

私立の小学校から特別支援学校を対象としたセキュリティポリシーガイドラインに類するものは過去に策定されていない。

			-				
区分	計	国立		公立		私立	•
幼稚園	11,138	48	0.4%	4,096	36.8%	6,994	62.8%
小学校	19,943	71	0.4%	19,642	98.5%	230	1.2%
中学校	10,228	72	0.7%	9,389	91.8%	767	7.5%
義務教育学校	22	_		22	100.0%	_	
高等学校	4,845	15	0.3%	3,530	72.9%	1,300	26.8%
中等教育学校	52	4	7.7%	31	59.6%	17	32.7%
特別支援学校	1,106	44	4.0%	1,049	94.8%	13	1.2%
大学	777	86	11.1%	91	11.7%	600	77.2%
短期大学	341	_		17	5.0%	324	95.0%
高等専門学校	57	51	89.5%	3	5.3%	3	5.3%

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (平成27年3月版) (抄)

第3章 情報セキュリティ対策基準

3. 1対象範囲

【趣旨】

情報セキュリティーポリシーを提供する行政機関及び情報資産の範囲を明確にする。

【例文】

(1) 行政機関の範囲

本対策基準が適用される行政機関は、内部部局、行政委員会、議会事務局、消防本部及び地方公営企業とする。

(2)情報資産の範囲

本対策基準が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク、情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報(これらを印刷した文書を含む。)
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

(解説)

(1) 行政機関の範囲

各地方公共団体の執行機関を基本に、情報セキュリティポリシーを適用させる範囲を決定する。

実際には、各団体の実情に応じ適用させる機関を決定することになるが、執行機関によって情報セキュリティ対策を進めて必要性に変わりはないことから、基本的に全ての執行機関を対象とすることが望ましい。

(2)情報資産の範囲

例文において、情報セキュリティポリシーの対象とする情報資産の範囲と情報資産の例は下表のとおりであるが、文書で対象としているのは、ネットワーク、情報システムで取り扱うデータを印刷した文書及びシステム関連文書である。これら以外の文書は、情報資産に含めていないが、文書管理規程等により適切に管理しなければならない。

文書一般を情報資産に含めなかったのは、従来電子データ等の管理と文書の管理が、一般に異なる部署、制度によって行われてきた経緯、実態を踏まえたものである。しかしながら、情報資産の重要性自体は、電子データ等と文書の場合で異なるものでないことから、情報セキュリティ対策が進んだ段階では、全ての文書を情報セキュリティポリシーの対象範囲に含めることが望ましい。

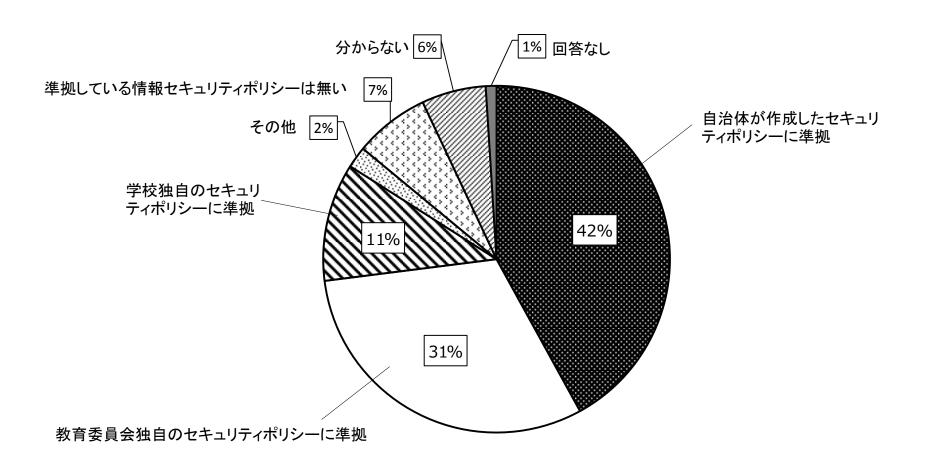
【地方自治法】

第百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

○2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

○3 (略)

学校が準拠しているセキュリティポリシー



教育分野におけるクラウド導入に対応する情報セキュリティに関する手続きガイドブック(総務省)

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドラインをベースにした 場合のイメージ

地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン (第3章 情報セキュリティ対策基準 (1)行政機関の範囲 本対策基準が適用される行政機関は、内部部局、行政委員会、議会事務局、消 防本部及び地方公営企業とする。 (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	で修正)
	
(i.e.)サーバーの管理、管理区域の管理、職員の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理 ┃ の構造等を考慮した記載	
〇人的セキュリティ (i.e.)職員の順守事項、研修・訓練、インシデントの報告、ID及びパスワードの管理	
〇技術的セキュリティ (i.e.)端末・ネットワーク管理、システムの開発・導入・保守、セキュリティ情報の収集等 載(タブレットの持ち出し等	
〇運用 (i.e.)システムの監視、ポリシー遵守状況の確認、侵害時の対応、懲戒処分等	
〇外部サービスの利用 (i.e.)外部委託、約款による外部サービスの利用、ソーシャルメディアサービスの利用等	
〇評価・見直し (i.e.)監査、自己点検、ポリシー及び関係規定等の見直し等	
O用語の定義 ・・・・	

【論点2】対象範囲について

- 対象とする学校はどのように考えるか。
- ①学校教育法に定める学校種(いわゆる「一条校」) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校 ※その他、一条校以外に、専修学校及び各種学校、幼保連携型認定こども園がある。

②設置者

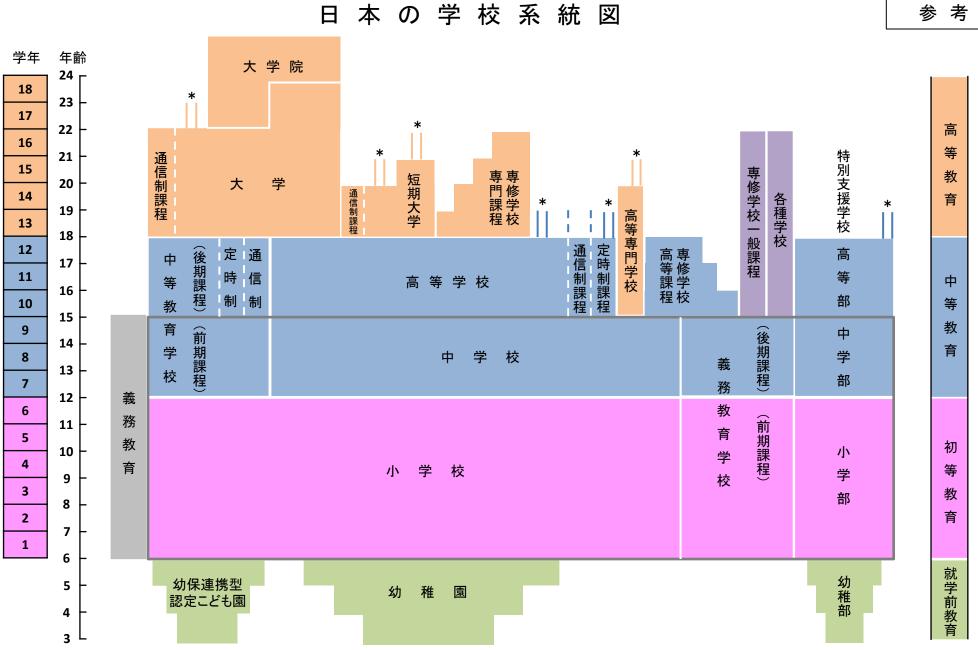
国((独)国立大学法人及び(独)国立高等専門学校機構を含む) 地方公共団体(公立大学法人を含む) 学校法人(構造改革特別区域法第12条に基づく学校設置会社を含む)

「教育情報セキュリティ」と言った場合、本来的には、文部科学省が所管する学校の全てを対象とすることも考えられるが、

- ①「教育振興基本計画」(平成25年6月14日閣議決定)に基づく「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画」では、公立学校の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を対象として、ICT機器等の整備のための地方財政措置を講じていること
- ② 初等中等教育と高等教育では、設置者の構成割合が大きく異なること
- ③ 高等教育機関(主に大学)は、教育機関と同時に研究機関でもあり、研究に関する情報資産も多く有していること
- ④ 高等教育機関は、学部・学科等が学校教育法等の法令に定められており、小学校等と組織構造が大きく 異なること

等を踏まえると、<u>当面、対象範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び</u> 特別支援学校とすることが適当ではないか(公立学校以外の学校及びその他の学校種は参考扱いとする)。





- (注)(1)*印は専攻科を示す。
 - (2)高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
 - (3)幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0~2歳児も入園することができる。
 - (4) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。

教育振興基本計画

25-2 教材等の教育環境の充実

- ・ 教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数3.6人(※)、教材整備指針に基づく電子黒板・実物投影機の整備、超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%、校務用コンピュータ教員1人1台の整備を目指すとともに、地方公共団体に対し、教育クラウドの導入やICT支援員・学校CIOの配置を促す。
 - ※ 各学校に、①コンピュータ教室40台、②各普通教室1台、特別教室6台、③設置場所を 限定しない可動式コンピュータ40台を整備することを目標として算出。

参考

平成29年度まで単年度1.678億円(4年間総額6,712億円)

21世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境の整備を図るため、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)で目標とされている水準の達成に必要な所要額を計上した「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26~29年度)」に基づき、平成29年度まで単年度1,678億円(4年間総額6,712億円の地方財政措置)が講じられることとされています。

幅広いICT環境整備に活用することが可能

教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26~29年度)の所要額(6,712億円)のイメージ

教育のIT化に向けた環境整備

- 教育用コンピュータ・・ 不足台数約146万台の新規導入及び既存分約191万台に係るリース 費用
- 電子黒板・・・・・・ 不足台数約40万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- 実物投影機・・・・・・ 不足台数約33万台の整備及び既存分約1万台の更新に係る費用
- ●無線LANの整備・・・ 未整備約38万教室に係る費用
- インターネット接続費用
- 教員の校務用コンピュータ・約95万台のリース費用

学習用ソフトウェア

● 学習用ソフトウェアの整備 等(教育用コンピュータ新規導入・更新に伴うもの)

ICT支援員

● 支援員の配置費用 等(情報処理技術者委嘱を含む)

第2期教育振興基本計画で目標とされている水準

- 教育用PC1台当たりの児童生徒数3.6人
 - ①コンピュータ教室40台
 - ②各普通教室1台、特別教室6台
 - ③設置場所を限定しない可動式コンピュータ40台
- 電子黒板・実物投影機を(1学級あたり1台)
- 超高速インターネット接続率及び無線LAN整備率100%
- 教育用ソフトやICT支援員等を配置



1校当たりの財政措置額

都道府県

高等学校費 424万円

5円 600人程度

特別支援学校費 574万円

35学級

市町村

小学校費

564万円

18学級

中学校費

校費 5

563万円 15学級

※上記は平成26年度の単位費用積算から試算した標準的な所要額(単年度)。実際の基準財政需要額算定に当たっては、測定単位の数値を割り増しするための補正がある。

※別途、「情報処理技術者委嘱事業」については、「県・その他教育費」において、地方財政措置が講じられている。

【論点3】組織体制について

- ① 最高情報セキュリティ責任者の設置の是非、および想定する役職について
 - ※総務省ガイドラインでは、副知事や副市長等の庁内を全体的に把握でき、部局間の調整や取りまとめを行 うことができる上位の役職を想定。
- ② 統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム 管理者、情報システム担当者の配置の是非、および組織規模に応じた兼務、不配置等の規定の 必要性
 - ※全ての教育委員会や学校に上記配置は難しい。
- ③ 学校における情報セキュリティ委員会の設置の是非(教委は設置)
 - ※教員の多忙化が問題になっている中で、学校への情報セキュリティ委員会の設置は難しい。
- 4) 兼務の禁止規定の必要性
 - ※特に学校においてセキュリティの専門家を確保することは難しい。
- ⑤ 情報セキュリティに関する統一的な窓口の設置の必要性
 - ※全ての学校に設置することは難しい。

教育委員会及び学校の組織について

〇地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(組織)

第三条 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(服務等)

第十一条 1~3 (略)

4 教育長は、常勤とする。

5~8 (略)

第十二条 (略)

2 委員は、非常勤とする。

(教育委員会規則の制定等)

第十五条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(事務局)

第十七条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第十八条 都道府県に置かれる教育委員会(以下「都道府県委員会」という。)の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

- 2 市町村に置かれる教育委員会(以下「市町村委員会」という。)の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。
- 3 指導主事は、上司の命を受け、学校(略)における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
- 4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校(略)の教員(略)をもつて充てることができる。
- 5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- 6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。
- 7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。
- 8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。

〇学校教育法

- 第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ○2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- ○3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- ○4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- ○5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ○6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校 長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- ○7 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- ○8 教頭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)に事故があるときは校長の職務を代理し、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- ○9 主幹教諭は、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- ○10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- ○11 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- ○12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- ○13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- ○14 事務職員は、事務に従事する。
- ○15 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- ○16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- ○17 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- ○18 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。
- ○19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長(副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長)及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

※中学校にも準用

- 第六十条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ○2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を 置くことができる。
- ○3 第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- ○4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- ○5 特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- ○6 技術職員は、技術に従事する。

学校CIOの設置状況

	学校数	CIOの設置割合
小学校	20,008	42.0%
中学校	9,542	40.6%
高等学校	3,602	41.7%
中等学校	30	46.7%
特別支援学校	1,047	41.7%
全体	34,229	41.6%

学校における教育の情報化の実態等に関する調査 平成27年度調査結果

公立学校における教職員配置の例

□□市立△△小学校の例:20学級の学校

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特殊学級	計
児童数	100	95	84	89	89	95	2	554人
学級数	3	3	3	3	3	3	2	20学級

教職員配置

校長 1人 教頭 1人 計 28人

(参考)標準法による試算

校長 1人 教頭 1人 教諭等 24人 教諭等 22.4人十加配 養護教諭 1人 養護教諭 1人 事務職員 1人 事務職員 1人 学校栄養職員1人

※教諭等の内訳 学級担任 20人 専科教員 2人(理科、音楽) 指導方法工夫改善加配 2人 (3~6学年の算数、習熟度別指導)

市費負担職員

用務員 1人 給食調理員 4人 事務補佐員 1人 司書補 1人 計 7人

外部人材の活用

学校いきいきプランの活用

年間 のべ25人 月2~3回 1回当たり1時間程度

□□市立◇◇中学校の例:16学級の学校

	1年	2年	3年	特殊学級	計
生徒数	161	186	185	2	534人
学級数	5	5	5	1	16学級

教職員配置

(参考)標準法による試算

 校長
 1人

 教頭
 1人

 教頭
 1人

教諭等 28人 教諭等 24人+加配

 養護教諭
 1人
 養護教諭
 1人

 事務職員
 1人
 事務職員
 1人

学校栄養職員 1人 学校栄養職員1/4人

計 33人

非常勤講師 1人(社会)

※教諭等の内訳

教科担当 24人

加配

指導方法工夫改善 2人

(全学年、数学、習熟度別指導・少人数指導)

児童生徒支援 1人 初任者研修指導者 1人

市費負担職員

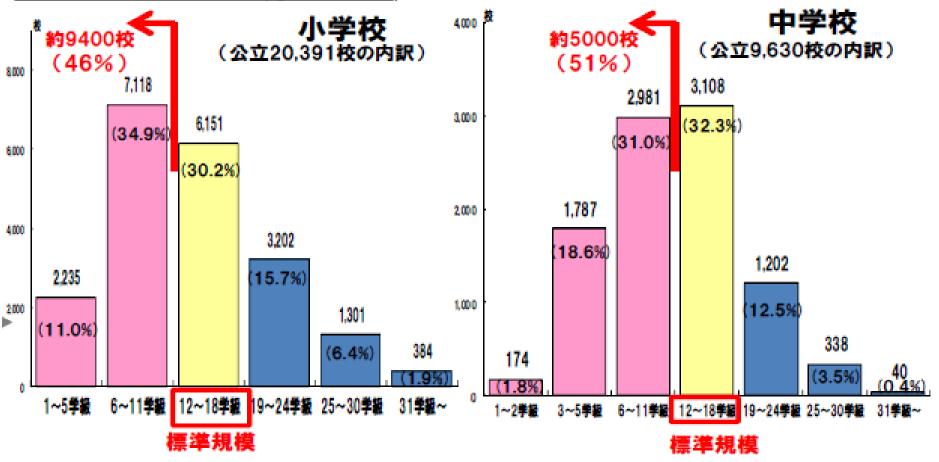
用務員1人給食調理員4人事務補佐員1人司書補1人計7人

外部人材の活用

スクールカウンセラー 国庫補助 週1回4時間 市費負担 週1回2時間

ALT 週1回3~4時間程度

◆公立学校の学校規模(H25)



公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引参考資料(文科省)

【論点4】情報資産の分類と管理について

- ①学校における情報資産の特性に分類の在り方について
 - ※児童生徒がアクセスする情報資産(学習系)も含めた情報資産の分類の検討
- ②学校における情報資産の取り扱い(分類の表示、運搬、保管)の在り方について

都立学校における情報資産の種類と分類

分類	管理方法	個人情報の具体的内容
S-1	持出し禁止	 ●学籍関係 ○指導要録(学籍に関する記録)その写し及び抄本 ○出席簿○卒業証書授与台帳 ○転退学受付(整理)簿 ○転入学受付(整理)簿○就学児童・生徒異動報告書 ○休学・退学願等受付(整理)簿 ○教科用図書給付児童・生徒名簿 ○要・準要保護児童・生徒認定台帳○その他校内就学援助関係書類 ●成績関係 ○指導要録(指導に関する記録)その写し及び抄本 ○評定一覧表○進級・卒業判定会議録・会議資料 ○定期考査素点表○成績に関する個票等 ●指導関係 ○事故報告書・記録簿 ○生徒指導・特別指導等記録簿○児童・生徒等の個人写真 ●進路関係 ○卒業生進路先一覧等 ○進路希望調査 ○進路指導記録簿○入学者選抜に関する表簿(願書等) ●健康関係 ○健康診断に関する表簿・歯の検査表 ○心臓管理等医療情報
S-2	持出す都度、校長 等の承認を得る	 ●成績関係 ○通知表 ○定期考査答案用紙 ○児童・生徒作品・作文・レポート等 ●指導関係 ○指導カード(児童・生徒等理解カード) ○教育相談・面接の記録・カード等○個別の教育支援計画 ○個別指導計画 ●進路関係 ○調査書 ○推薦書 ●健康関係 ○児童・生徒等健康調査票 ○健康保険証の写 ●指導関係 ○教務手帳 ○週ごとの指導計画(個人情報が含まれるもの) ●その他 ○児童・生徒等名簿 ○住所録
S-3	包括的承認	○緊急連絡先

- S-1:原則として、児童・生徒の障害の状況、事件・事故、指導記録、保護者の収入等の情報など、プライバシィ性が高い情報並びに指導要録や成績一覧表など児童・生徒の情報が高度に集積している帳票や電子データなど
- S-2:個別的な情報で、随時・継続的に作成し、蓄積が必要な帳票や電子データ、記入済みの答案用紙など
- S-3: 学校外においても一定程度存在する情報

一人一人の意識を高める情報セキュリティ対策の改善

鹿児島県の例

分類	分類基準	情報資産例	取扱制限
A	児童(生徒)の個人情報を含み、特 に機密性が高い情報資産	・指導要録・転出入関係書類・入学者選抜に関する表簿・健康診断票・学習成績一覧表・生徒指導の記録	・持ち出し禁止 ・指定された保管場所での保管及び利用 ・紙媒体の施錠管理、電子情報のパスワード ロック又は暗号化の設定
В	児童(生徒)の個人情報を含む、校 長の許可により一定期間に限って 持ち出しを可能とする情報資産	·定期考査結果 ·生活環境調査票 ·保健調査票	・原則持ち出し禁止 ・持ち出す場合の「情報資産の持ち出しに関 する例外規定」の遵守
С	分類A及びBには相当しないが、一 般に公開することを前提としていな い情報資産	・緊急連絡網 ・学級通信、学校便り	・必要最小限の持ち出し可

情報資産の分類例

(例) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン

分類	分類基準	取扱制限
機密性3	行政事務で取り扱う情報資産のうち、秘密文書に相当する機密性 を要する情報資産	○支給以外の端末での作業の原則禁止(機密性3)○必要以上の複製及び配付禁止○保管場所の制限、保管場所への必要以上の電磁的記録媒体等の持ち込み禁止
機密性2	行政事務で取り扱う情報資産の うち、秘密文書に相当する機密性は要しないが、直ちに一般に公 表することを前提としていない情報資産	○情報の送信、情報資産の運搬・提供時における暗号化・パスワード設定や鍵付きケースへの格納 ○復元不可能な処理を施しての廃棄 ○信頼のできるネットワーク回線の選択 ○外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ○電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
機密性1	機密性2又は機密性3の情報資産以外の情報資産	
分類	分類基準	取扱制限
完全性2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、住民の権利が侵害される又は行政事務の適確な遂行に支障 (軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産	○バックアップ、電子署名付与 ○外部で情報処理を行う際の安全管理措置の規定 ○電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
完全性1	完全性2情報資産以外の情報資産	
分類	分類基準	取扱制限
可用性2	行政事務で取り扱う情報資産のうち、滅失、紛失又は当該情報資産が利用不可能であることにより、住民の権利が侵害される又は行政事務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産	○バックアップ、指定する時間以内の復旧○電磁的記録媒体の施錠可能な場所への保管
可用性1	可用性2の情報資産以外の情報資産	25

学校で備えておくべき表簿について

<u>〇学校教育法施行規則</u>

第二十八条 学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 一 学校に関係のある法令
- 二 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 三 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 四 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 五 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 六 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、模型等の教具の目録
- 七 往復文書処理簿
- ○2 前項の表簿(第二十四条第二項の抄本又は写しを除く。)は、別に定めるもののほか、五年間保存しなければならない。ただし、指導要録及びその写しのうち入学、卒業等の学籍に関する記録については、その保存期間は、二十年間とする。
- ○3 学校教育法施行令第三十一条の規定により指導要録及びその写しを保存しなければならない期間は、前項のこれらの書類の保存期間から当該学校においてこれらの書類を保存していた期間を控除した期間とする。

【論点5】物理的セキュリティについて

①学校における機器の取付け、サーバの冗長化、機器の電源、通信ケーブル等の配線、機器の定期保守及び修理、学校外への機器の設置、機器の廃棄等の考え方について

②管理区域(情報システム室等)の管理の考え方について

③職員等の利用する端末や電磁的記録媒体等の管理(パスワードの設定等)について

※教員の校務用端末と学習用端末のそれぞれの考え方等

○小学校設置基準(抄)

第三章 施設及び設備

(一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(校舎及び運動場の面積等)

- 第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の 実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。
- 2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事 情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

(校舎に備えるべき施設)

- 第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。
 - 一 教室(普通教室、特別教室等とする。)
- 二 図書室、保健室三 職員室
- 2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情が あり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

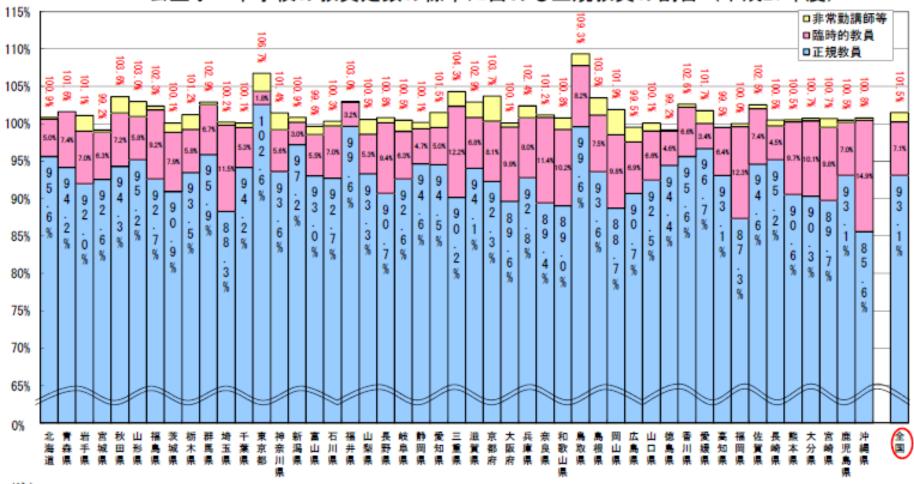
(他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使 用することができる。

【論点6】人的セキュリティについて

- ①教員による端末の持ち出しや、情報資産の持ち出し(自宅での成績処理など)について
- ②非常勤及び臨時職員への対応について
- ③情報セキュリティに関する研修・訓練の実施体制について
- ④情報セキュリティインシデントの報告体制について
- ⑤ID及びパスワード等の管理について(児童生徒の学習者ID及びパスワード等の管理を含む)

公立小・中学校の教員定数の標準に占める正規教員の割合(平成27年度)



(注)

- 1. 「臨時的教員」には、産休代替教員、育児休業代替教員、配偶者同行休業代替教員を含まない。
- 2.「非常動講師等」は、非常勤講師のほか、育児短時間勤務代替職員を常動1人当たり勤務時間で換算している。
- 平成27年5月1日現在の数値である。
- 4. 「正規教員」には、再任用教員(常勤・短時間)が含まれている。
- 表示の割合は、教員定数に対する正規教員、臨時的教員及び非常勤講師等の合計数の割合(赤字)と、教員定数に占める正規・臨時的教員の割合(黒字)である。

【論点7】技術的セキュリティについて

①学校におけるコンピュータ及びネットワークの管理の在り方について

・文書サーバの設定等、バックアップの実施、ログの取得等、ネットワーク接続制御・経路制御等、外部ネットワークとの接続制限等、複合機のセキュリティ管理、無線LAN及びネットワークの盗聴対策、電子メールのセキュリティ管理、電子署名・暗号化等

②アクセス制御等の在り方について

・利用者IDの取扱い、職員等による外部からのアクセス等の制限など

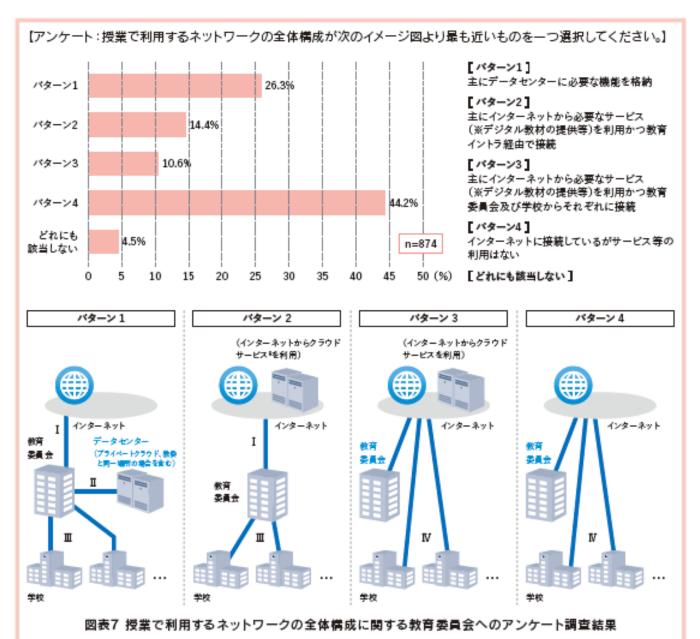
③学校におけるシステム開発、導入、保守等の在り方について

・情報システムの調達、開発、導入等

④不正プログラム・不正アクセス対策 など

・統轄情報セキュリティ責任者の措置事項(不正プログラム対策ソフトウェアの導入等)、情報システム管理者の措置事項、職員等の遵守事項等

学校のネットワーク構成

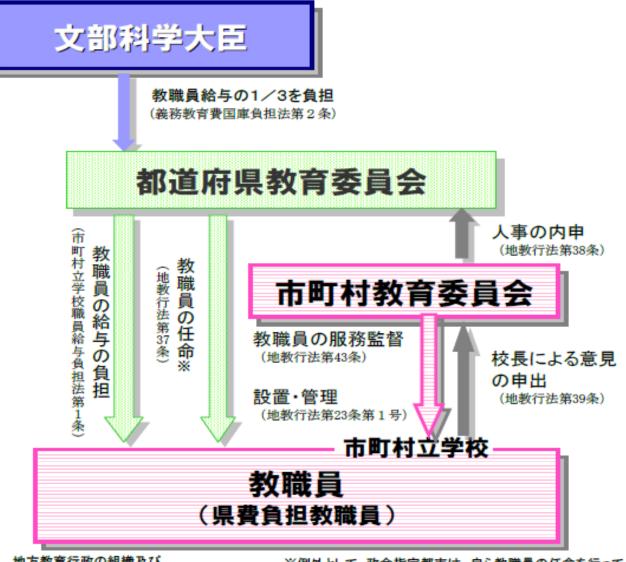


【論点8】運用について

- ①情報システムの監視の在り方
- ②情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認の在り方
- ③侵害時の対応
- ④懲戒処分等 など

県費負担教職員制度について

- ① 市町村立小・中学校等の教職員は 市町村の職員であるが、その給与については都道府県の負担とし、<u>給与 水準の確保と一定水準の教職員の確保を</u>図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、<u>教職員の適正配置と人事交流</u>を図る。



(注)地教行法…地方教育行政の組織及び 運営に関する法律

※例外として、<u>政令指定都市</u>は、自ら教職員の任命を行っている(給与は都道府県が負担)(地教行法第58条)

					教示外教。	けた者の	分學を受	た所属職員(事務職員等を含む。)に対する監督責任により懲戒処分等を受けた者の数で外数。	L 香黄缶	に対する	(含む。)	6 職員 等 8	瀬貞(事務	った所属	あを行っ	(性) ()は、非連行
0.04%	48	6	249	78		$\overline{}$			\dashv	30	0	$\overline{}$		0	0	(参考)平成2年
0.03%	61	2	121	71	255 (129)	(124) 25	- 1		\dashv	22	0	9	0 (0)	0	0	(参考) 平成25年 唐合計
0.09%	588	7	161	81	837 (335)	(334) 83	806 (31 (1)	9	23	(0)	0) 7	1 (0)	(0)	0	合 #
0					0 0	_			_			+		_		67 熊本市
0.10%	1		2	22	o on		5		\perp			+		_		65 北九州市
0					0											64 八勝市
0.07%	cn		1		6 (3)	3)	ආ					+		_		62 神戸市
0.02%			1			\vdash	1		H			H		\prod		61 場市
0.01%	1			-	2 (1)	8	1	1	1			-		\perp		60 大阪市
0					0 0				+			+				58 名古屋市
0.03%				1	1 (2)	(2)	1		\perp			\vdash				57 茶松市
0					0							\parallel				56 静岡市
0 0					0 0				+			+		_		55 新潟市
0.01%	1			1	2 (2)	8	1	1		1						53 横浜市
0						H			H			H		\prod		52 川崎市
0.02%				_	8	8		1				-		\perp		51 千葉市
0.10%	12		22	-		+	on		_			+		_		49 仙台市
0.02%			1	1	22		22					H		\sqcup		48 札幌市
0.01%				1		Н	1					H				47 沖縄県
0 0					0 0	8			+			+		\perp		46 鹿児島県
5.11%	522		22	1	25 (139)	(139) 5	525		+			+		1		44 大分果
0.01%			1		1 (1)	ε	1		H			H		\coprod		43 熊本県
0.02%	1		1	_	3 (3)	8	ω		+			+		\perp		42 長衛県
0.02%			100	c	0 (3)	(3)	۵		+			-		+		40 施岡県
0						8			+					1		39 高知県
0					0											38 愛媛県
0.02%	1			_	2 (2)	8	63					+		\perp		37 各三県
0					0 (1)	8			+			+		1		35 山口県
0.06%	2		cn	1		Н	œ		H			H				34 広島県
0.01%			0	-	1 0 E	8	1 0		+			+		_		33 関山海
0 0			n		5 O	9	n					+		_		31 鳥取県
0.08%			5	2	7 (9)	(0)	7		Н			H		Щ		30 和歌山県
0.01%				1	1 (2)	8	1					+		\perp		29 奈良県
0.02%	N Ø	1	14	w w	6 (1)	(14) 3	m ()	O	+	-		44		\perp		27 大阪竹
0.06%	63		ω .	63		+	6	1	_	-				\perp		26 京都府
0.04%		1	4		5 (3)	3)	cn		H	П		H		\prod		25 滋賀県
0.04%	120		63	60 +	8 8	+	on F	£	8	-		+		_		24 三重県
0.03%	- 8	es.	_	- 0	2 3	8	1 9		+	-		+		\downarrow		22 静岡県
0.06%	s 63	0 60	- 4-			+	000	10	+	22		+		1		21 岐阜県
0.04%	1		ω	ఆ		Н	7		\prod			H		\coprod		20 長野県
0.03%	1			1		+	1	1				\dashv	1	\sqcup		19 山梨県
0 0					0 0	_						+		\perp		18 福井県
0					0				+			+		1		16 富山県
0					$ \ $	\vdash			H			H				15 新潟県
0.10%	10		5 00	9		+		- 11		- =		+		\perp		13 東京都
0.04%			10	3	13 (13)	(13) 1	13		\perp			+		\perp		12 千葉県
0.01%	1		ఆ		4	4	4									11 埼玉県
0.02%	_ 8		_		3 3	8 8	ω ω		_			+		_		10 韓原語
0.02%	٥		2	. ن		+	o on		+							8 茨城県
0.03%			ω	2		Н	4	1	\prod	-		H		\prod		7 福島県
0.02%	153				2 W	9	N		_			+				5 英田湯
0.01%				1	1 (1)	8	1		_			+		_		4 宮城県
0						H	(3 岩手県
0.00%	ω ω		ь o	1 3	8 (2)	8 -	œ @	co	+	ω		+		_		1 北海道 2 青森県
(+)	集の構成等	ソラの観人間での現田	が確認さ	素された電子 データの紛失					п	ž	ži.	38	70 相	100	×	
	その街飯 人宿	インダーネットや	個人情報が記		常		理告等	♪ 芈	ī	- 1	- 1		- 1	ß		物道府県 指定物市
対概容職與数割合 (当事者)(X)		処分理由	AND A								複数	3	應表的分			
(事務:人)	- (計算) (計算)	:		7	4	5	è	1	3	2	9	ì	,	1	- >	9
(年度) 35	9644元)(昌細島條)	= (楼)] 캠-	一点 米の素 かか 神像を数	の素や	₽ / // ×	飯井	7至/	1.7	まな国	四な	が	情報の不適切な取扱いこ	酬	\succ	2-5 個

【論点9】外部サービスの利用について(翌年度以降に重点をおいて論議)

- ①外部委託事業者の選定基準
- ②契約項目
- ③確認・措置等
- ④ソーシャルメディアサービスの利用等 など

【論点10】評価・見直しについて

①学校における情報セキュリティ監査の在り方について

②自己点検について

③情報セキュリティポリシー及び関係規定等の見直しについて